

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）  
第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、条例第七条第一項の  
規定によって、次のとおり公告する。

平成二十七年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の  
所在地）

事業者の氏名	広島ガス株式会社 代表取締役社長執行役員 田村 興造
事業者の住所	広島市南区皆実町二丁目七番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	海田バイオマス混焼発電所建設計画
対象事業の種類	火力発電所の設置の事業
対象事業の規模	一一二、〇〇〇キロワット
対象事業実施区域	安芸郡海田町明神町二番一一八号

三 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町

広島市南区月見町、堀越の一部、堀越南、向洋沖町の一部、向洋新町の一部、広島市安  
芸区矢野新町の一部、矢野町、矢野東の一部、矢野西の一部、安芸郡海田町曙町の一部、  
稲荷町の一部、窪町、寿町、栄町、昭和中町の一部、昭和町の一部、新町の一部、大正町、  
月見町の一部、つくも町、中店の一部、西明神町、日の出町、堀川町、南昭和町、南大正  
町、南つくも町、南堀川町、南本町の一部、南明神町、明神町、安芸郡坂町北新地の一部

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 海田町総務部生活安全課
- (三) 広島市環境局環境保全課
- (四) 広島市安芸区役所市民部政調整課
- (五) 広島市青崎公民館
- (六) 広島市矢野公民館
- (七) 坂町民生部環境防災課

2 期間

平成二十七年六月四日から平成二十七年七月三日まで

3 時間

広島県庁、海田町役場、広島市役所、安芸区役所及び坂町役場は八時三十分から十七時十五分まで、青崎公民館、矢野公民館は八時三十分から二十二時まで。

## 五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

### 1 意見書の提出期限

平成二十七年七月十七日まで

### 2 意見書の提出先

〒七三四・八五五五

広島市南区皆実町二丁目七番一号

広島ガス株式会社 経営企画部 宛

### 3 意見書の記載事項

(一) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 方法書の名称

(三) 方法書についての環境保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載して下さい。）

※ 意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。